

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通調査事業等)

資料2

平成 年 月 日

協議会名： 鴨川市地域公共交通活性化協議会

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通ネットワーク計画又は地域公共交通再編実施計画等の計画策定に向けた方針
事業内容： 以下の①から③の実施を通して、市域内の公共交通に関する総合的な計画(＝鴨川市地域公共交通網形成計画(案))をとりまとめる。 計画のとりまとめにあたっては、鴨川市地域公共交通活性化協議会を4回程度開催し、関係者間での合意形成を行う。 ①公共交通に関する現況調査 ・地域特性の整理 ・既存公共交通の現状把握 ・上位・関連計画における公共交通の位置づけの整理 ②意向把握アンケート調査 ・市民アンケート調査 ・主要施設利用者ヒアリング調査 ・コミュニティバス利用者ヒアリング調査 ③公共交通を取り巻く課題整理及び具体的な施策の検討 結果概要： 上記①及び②の実施結果に基づき、上記③として、「公共交通がまちづくりの中で担うべき役割」及び「公共交通を取り巻く課題」を抽出し、地域公共交通網の形成に係る基本方針を導き出した。 また、この基本方針に基づき、計画の目標及び目標を達成するための事業を設定し、鴨川市地域公共交通網形成計画(案)としてとりまとめた。	【評価を行った時点において未完了の事項】 ○協議会の開催について 協議会については、4回程度としたうちの3回の開催にとどまっている。 ○地域公共交通網形成計画(案)について 評価時点においては、計画(素案)の協議にとどまっている。 【未実施の事項に関する今後の予定】 計画案についてパブリックコメントを実施し、平成27年2月中に開催する4回目の協議会において、協議会として決定することを見込みます。 A	補助対象事業名： 鴨川市コミュニティバス運行業務 ※地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の対象化を見込む 事業内容： 市内3路線(北ルート、清澄ルート及び南ルート)においてコミュニティバスを運行 実施時期： 平成27年3月を目途として地域協働推進事業計画の認定を受け、現行のコミュニティバスのサービスレベルを平成27年4月から6月にかけて変更した上で、平成27年10月運行分から、地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の対象とすることを見込む。 計画策定の方針： 生活交通ネットワーク計画の策定に当たっては、民間の公共交通事業者との適切な住み分けと連携のもと、地域及び地域における公共交通の持続可能性とまちづくりの方向性等に配慮した公共交通網の形成に資する計画とすることを見込む。 具体的には、現行のコミュニティバスに対して、次のサービスレベルの変更を実施する。 ・公共交通空白地域(市内内浦地区)及び市内観光関連施設(県立内浦山県民の森[平成25年度入込実績161千人])への路線延伸(北ルート) ・3小学校の統合により新設される新江見小学校への路線延伸によるスクールバスとしての活用(南ルート) ・地域のニーズに合わせた、または他公共交通機関との乗り継ぎを改善するためのダイヤ改正(北ルート、南ルート及び清澄ルート)及び一部増便(清澄ルート)